

改正

平成24年2月14日規則第1号
平成26年3月31日規則第25号
平成27年3月31日規則第12号
平成29年3月31日規則第33号
令和元年12月18日規則第31号
令和2年3月31日規則第17号
令和4年3月31日規則第24号

多摩市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市公契約条例（平成23年多摩市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用する公契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する多摩市長（以下「市長」という。）が別に定める請負契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設又は公園の管理運営業務
- (2) 施設、下水道管渠等の清掃業務
- (3) 街路樹等の維持管理業務
- (4) 可燃物等の収集運搬業務
- (5) 送迎バスの運行業務
- (6) 子育て支援に関する業務
- (7) 高齢者支援に関する業務
- (8) 障がい者支援に関する業務

2 条例第5条第3号に規定する市長又は多摩市教育委員会が必要であると認めた指定管理協定は、次に掲げる公の施設の指定管理協定とする。

多摩市立複合文化施設 多摩市立多摩中央公園内駐車場 北諏訪小南駐輪場 永山駅北駐輪場 永山駅駐輪場 多摩センター駅東駐輪場 多摩センター駅西駐輪場 多摩市立温水プール 多摩市総合福祉センター 永山複合施設駐車場 多摩市立総合体育館 一本杉公園野球場 関戸公園野球場 諏訪南公園野球場 諏訪北公園野球場 貝取南公園野球場 一本杉公園庭球場 永山南公園庭球場 諏訪北公園庭球場 貝取北公園庭球場 愛宕東公園庭球場 一ノ宮公園庭球場 連光寺公園庭球場 多摩東公園庭球場 奈良原公園庭球場 諏訪南公園球技場 貝取南公園球技場 一ノ宮公園球技場 宝野公園球技場 和田公園球技場 大谷戸公園キャンプ練習場 多摩東公園 多摩東公園内駐車場 多摩市立武道館 多摩市立陸上競技場 多摩市立市民活動・交流センター 多摩市立多摩ふるさと資料館
--

(台帳の作成及び報告)

第4条 条例別表第5項に規定する規則等で定める記載事項は、次に掲げるものとし、多摩市公契約条例対象工事労務台帳（第1号様式）又は多摩市公契約条例対象委託労務台帳（第2号様式）により作成するものとする。

- (1) 公契約等の契約番号及び件名
- (2) 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先
- (4) 労務報酬下限額
- (5) 賃金等の支払方法

- (6) 公契約等に係る業務に従事した時間数
- (7) 労務報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額
- 2 前項の台帳は、毎月作成しなければならない。
- 3 条例別表第5項に規定する報告の指定期日は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 単年度契約（履行期間が市における1つの事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）内の契約をいう。） 次の表のとおりとする。

	対象月	指定期日
第1回	契約日の属する月（以下「契約月」という。）	契約月の翌々月の10日まで
第2回	契約月の翌月から履行期間の中間日の属する月（以下「中間月」という。）まで	中間月の翌々月の10日まで
最終回	中間月の翌月から履行期間の末日の属する月（以下「期限月」という。）まで	期限月の翌々月の10日まで

- (2) 複数年度契約（履行期間が市における複数の事業年度にわたる契約をいう。） 次の表のとおりとする。

	対象月	指定期日
第1回	契約月	契約月の翌々月の10日まで
第2回以後	前回の報告における対象月の翌月からその月の属する年度の3月まで	報告の対象となる年度の翌年度の5月10日まで
最終回	前回の報告における対象月の翌月から期限月まで	期限月の翌々月の10日まで

（算定労働時間数）

第5条 前条第1項第7号に規定する算定労働時間数とは、労働者等が公契約等に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数
- （立入検査をする職員の証明書）

第6条 条例別表第11項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（第3号様式）とする。

（公表）

第7条 条例別表第16項の規定による公表は、次に掲げる事項について、公式ホームページその他適切な方法により行うものとする。

- (1) 公契約等の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）の氏名及び所在地（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (3) 公契約等の解除等をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約等の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

（審議会の会長等）

第8条 条例第9条第1項に規定する多摩市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （審議会の会議）

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上並びに議事に関係のある臨時委員がいる場合はその1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

（守秘義務）

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、総務部総務契約課において処理をする。

（審議会の運営）

第12条 第8条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（補則）

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第33号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

作成日	
-----	--

多摩市公契約条例対象【工事】 労務台帳(年 月 分)

契約番号				受注者商号		下請件名	
契約件名				代表者名		下請業者商号	
履行場所				住所		下請業者住所	
履行開始日				担当者名		担当者名	
履行期限				担当者部署		担当者部署	
	報告始期	報告終期	提出期限	連絡先(TEL)		連絡先(TEL)	
第1回(当初時)				連絡先(FAX)		連絡先(FAX)	
(第2回・第2回以後)(中間時)				(a) (b) 割合判定			
最終回(完了時)							
労務報酬の対象期間	～						
労務報酬の賞金支払日							
労務報酬下限額確認							

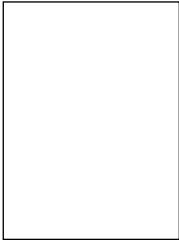
[illegible]

第2号様式（第4条関係）

多摩市公契約条例対象【委託】 労務台帳（ 年 月 分）					作成日					
契約番号					受注者商号			下請件名		
契約件名					代表者名			下請業者商号		
履行場所					住所			下請業者住所		
履行開始日					担当者名			担当者名		
履行期限					担当者部署			担当者部署		
		報告始期	報告終期	提出期限	連絡先(TEL)			連絡先(TEL)		
第1回(当初時)					連絡先(FAX)			連絡先(FAX)		
(第2回・第2回以後)(中間時)										
最終回(完了時)										
労務報酬の対象期間		～								
労務報酬の賃金支払日										
労務報酬下限額確認										

[illegible]

第 3 号 様 式 （ 第 6 条 関 係 ）

立入調査員証	
	第 号
	所 属 _____
	氏 名 _____
	生年月日 年 月 日
次の者は、多摩市公契約条例（平成 2 3 年多摩市条例第 1 9 号）別表第 9 項及び第 1 0 項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。 年 月 日 多摩市長	

多摩市公契約条例別表（抜粋）	
9 受注者に対する報告 及び立入検査	市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。 （１） 労働者等から第 7 項の申し出があった場合 （２） この条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合
10 受注関係者に対する 報告及び立入検査	受注者は、受注者と受注関係者との間の契約において、市長等が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、受注関係者に対して必要な報告を求め、又は市職員をして当該事業所に立ち入り、労働者等の労働条件等若しくは契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。
11 身分証明書の携帯 及び提示	前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。